

○浦添市景観まちづくり条例

平成19年6月25日

条例第21号

改正 平成20年3月31日条例第16号

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 景観まちづくり計画及びこれに基づく措置（第7条—第13条）

第3章 法に基づく行為の届出等（第14条—第18条）

第4章 景観まちづくり活動及び支援（第19条—第24条）

第5章 審議会等（第25条・第26条）

第6章 雜則（第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、浦添の自然、歴史、文化等を活いかし、地域の美しい風景を守り、育て、及び創造する総合的なまちづくり（以下「景観まちづくり」という。）の推進を図り、もって誇りと愛着の持てる「てだこの都市まち・浦添」の実現に寄与し、及び良好な景観の次代への継承に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

（基本理念）

第3条 景観まちづくりは、浦添がかつて琉球の王都として繁栄していたことを踏まえ、そのような歴史的背景を持つ市民が主役となり、過去から学び、現在を見つめ、未来を見極め、及び内外に誇り得る風景を創造していくこととし、その実現に向け、市、市民及び事業者がそれぞれの担う役割を認識し、協働して推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係する行政分野の連携を図り、それぞれの施策を景観まちづくりの視点から策定し、及び計画的に実施するよう努めなければならない。

2 市は、前項の規定による施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民等の意見、要望等を十分に反映させ、市民及び事業者との協働による景観まちづくりに努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らが景観まちづくりの主たる担い手であることを認識し、主体的に地域の景観まちづくりに努めなければならない。

2 市民は、この条例の目的を達成するため、事業者及び市との協働による景観まちづくりに努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの行為が景観まちづくりに影響を与えるものであることを認識し、事業活動の実施に当たっては、積極的に景観まちづくりに努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため、市民及び市との協働による景観まちづくりに努めなければならない。

第2章 景観まちづくり計画及びこれに基づく措置

(計画の策定)

第7条 市長は、景観まちづくりを計画的に推進するため、浦添市景観まちづくり計画（以下「景観まちづくり計画」という。）を策定するものとする。

2 前項の景観まちづくり計画は、法第8条第1項の景観計画とする。

(計画検討に当たっての市民及び事業者の参画等)

第8条 市長は、景観まちづくり計画を検討するに当たっては、第19条の浦添市景観まちづくり市民会議及び第20条の協議会の活用を含め、市民及び事業者の幅広い参画が得られるように配慮し、かつ、市民及び事業者による自主的な活動を促す仕組み作りに取り組むよう努めなければならない。

(策定の手続)

第9条 市長は、景観まちづくり計画を策定しようとするときは、あらかじめ、市民その他利害関係人の意見を聞くとともに、第25条の浦添市景観まちづくり審議会（同条を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観まちづくり計画を策定しようとするときは、その旨及びその案を公告するとともに、公告の日から30日間公衆の縦覧に供するものとする。

3 前項の規定による公告があったときは、市民その他利害関係人は、同項の公告の日から35日以内に市長に意見書を提出することができる。

4 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、その要旨を審議会に報

告しなければならない。

5 市長は、景観まちづくり計画を策定したときは、その旨を告示し、その関係書類を公衆の縦覧に供しなければならない。

6 前各項の規定は、景観まちづくり計画の変更について準用する。

(重点地区の指定)

第10条 市長は、景観まちづくり計画における重要かつ先導的なモデルとなる地区を浦添市景観まちづくり重点地区（以下「重点地区」という。）として定めることができる。

2 前項の重点地区は、次に掲げる地区とする。

重点地区の名称	区域
景観まちづくり仲間重点地区	第7条の規定により策定した景観まちづくり計画において仲間重点地区として定めた区域

(景観地区への移行)

第11条 市長は、前条の重点地区において特に重要な地区については、都市計画における景観地区として定めるよう努めるものとする。

2 市長は、景観まちづくり計画の実施及び推進に当たっては、都市計画との連携を密にし、施策を展開するよう努めなければならない。

(国、県等に対する協力の要請)

第12条 市長は、国、県等が実施する公共事業について、市と共通の理念と目標を持って景観まちづくりを進めていくよう協力を要請することができる。

(指針の策定)

第13条 市長は、景観まちづくり計画で定めた方針に基づき、公共施設の整備指針、協働による景観まちづくりの指針その他の景観まちづくりを推進するための指針を策定するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の指針を策定しようとするときは、行政、市民及び事業者が協働で取り組む内容になるよう努めなければならない。

3 市長は、第1項の指針を策定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、指針を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指針を変更する場合について準用する。

第3章 法に基づく行為の届出等

(届出を要する行為)

第14条 法第16条第1項各号の行為をしようとする者は、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、別表第1に掲げる行為とする。
(届出を要しない行為)

第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、別表第2に掲げる行為とする。
(特定届出対象行為)

第16条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出をする行為とする。
(勧告、命令等に係る手続)

第17条 市長は、法第16条第3項の規定により勧告し、又は同法第17条第1項若しくは第5項の規定により命じようとするときは、審議会の意見を聞くことができる。
(景観重要建造物等の指定及び解除)

第18条 法第19条第1項の景観重要建造物又は同法第28条第1項の景観重要樹木を指定しようとするときは、審議会の意見を聽かなければならない。

2 前項の規定は、法第27条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

第4章 景観まちづくり活動及び支援

(浦添市景観まちづくり市民会議の設置)

第19条 市長は、景観まちづくりに関する幅広い意見を聞くため、市民、事業者、その他関係する団体の代表者等による浦添市景観まちづくり市民会議を設置することができる。

(協議会の設置)

第20条 市長は、景観まちづくりの推進を図るため、市民、事業者等と協議を行う必要があると認めるときは、法第15条第1項の協議会を設置することができる。

(景観協定の普及)

第21条 市長は、景観まちづくりの推進を図るため、法第81条第1項の景観協定の普及に努めなければならない。

(景観まちづくりにおける表彰及び支援等)

第22条 市長は、景観まちづくりに寄与すると認める活動の計画について、その活動の計画を提案した個人又は団体を表彰することができる。

2 市長は、景観まちづくりに寄与している建造物等について、その所有者及び設計者等を表彰することができる。
3 市長は、第1項の活動の計画の実現に資するため、技術的な支援を行い、及びこ

れに要する費用の全部又は一部を助成することができる。

(重点地区における支援等)

第23条 市長は、第10条の重点地区において、景観まちづくり計画で定めた方針の実現又は市民等の活動に資するため、技術的な支援を行い、及びこれに要する費用の全部又は一部を助成することができる。

(啓発・広報活動)

第24条 市長は、景観まちづくりにおける市民の意識を高めるため、講演会等による啓発並びに良好な活動事例及び活用できる各種制度の広報による普及を推進するよう努めなければならない。

第5章 審議会等

(審議会の設置)

第25条 市長は、景観まちづくりに関することを調査審議させるため、浦添市景観まちづくり審議会を置く。

(アドバイザーの設置)

第26条 市長は、景観まちづくりに関する調整事項について、技術的指導、助言等を行う者として、景観まちづくりアドバイザーを置くことができる。

第6章 雜則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成20年1月4日から施行する。

(浦添市附属機関設置に関する条例の一部改正)

2 浦添市附属機関設置に関する条例（昭和47年条例第4号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則（平成20年3月31日条例第16号）

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

別表第1（第14条関係）

行為	規模
----	----

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の高さが5mを超えるもの又はその用途に供される土地の面積が1,000m ² を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	地形の外観の変更に係る土地の面積が1,000m ² を超えるもの
土地の形質の変更	土地の面積が500m ² を超えるもの又は高さが5mかつ長さが10mを超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの

別表第2 (第15条関係)

場所	行為	用途・項目	規模
市全体 (重点地区を除く。)	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (法第16条第1項第1号関係)	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域	高さが20m以下のもの又は建築面積が1,000m ² 以下のもの
		都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域のうち、上記以外の区域	高さが13m以下のもの又は建築面積が500m ² 以下のもの
	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (法第16条第1項第2号関係)	(1) 擁壁、垣、さく、塀類 (2) 彫像、記念碑類 (3) 煙突、排気塔類 (4) 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱類 (5) 電波塔、物見塔、裝飾塔、記念塔、廣告塔類 (6) 高架水槽、冷却塔類 (7) 觀覧車等の遊戯施設類	高さが3m以下のもの 高さが13m(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m)以下のもの又は築造面積が500m ² 以下のもの

	(8) コンクリート プラント等の製造 施設類 (9) 自動車の車庫 の用に供する立体 的な施設 (10) 石油、ガス、 穀物、飼料等を貯 蔵又は処理する施 設 (11) 汚水・ごみ処 理施設類 (12) 墓園類	
	(13) 電気供給若し くは有線電気通信 のための電線路又 は空中線（その支 持物を含む。）類	高さが20m(電線路又は空中線の 支持物が建築物と一体となつて 設置される場合にあっては、当 該支持物の高さが15mかつ地盤 面から当該支持物の上端までの 高さが20m) 以下のもの
	都市計画法第4条第 12項に規定する開発 行為（法第16条第1項 第3号関係）	土地の面積が500m ² 以下のもの 又は高さが5mかつ長さが10m以 下ののり面若しくは擁壁を生ず るもの
重点地区	建築物の新築、増築、 改築又は移転（法第16 条第1項第1号関係）	建築確認が必要でないもの
	外観を変更すること となる修繕若しくは 模様替又は色彩の変 更（法第16条第1項第 1号関係）	見付面積が10m ² 未満のもの
	工作物の新設、増築、 (1) 拥壁、垣、さく、	高さが2m以下のもの

改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（法第16条第1項第2号関係）	壠類	
	(2) 彫像、記念碑類 (3) 煙突、排気塔類 (4) 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱類 (5) 電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔、廣告塔類 (6) 高架水槽、冷却塔類 (7) 観覧車等の遊戯施設類 (8) コンクリートプラント等の製造施設類 (9) 自動車の車庫の用に供する立体的な施設 (10) 石油、ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処する施設 (11) 汚水・ごみ処理施設類 (12) 墓園類	高さが13m(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m)以下のもの又は築造面積が500m ² 以下のもの
都市計画法第4条第	(13) 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線（その支持物を含む。）類	高さが20m(電線路又は空中線の支持物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該支持物の高さが15mかつ地盤面から当該支持物の上端までの高さが20m)以下のもの
		土地の面積が500m ² 以下のもの

12項に規定する開発行為（法第16条第1項第3号関係）	又は高さが5mかつ長さが10m以下ののり面若しくは擁壁を生ずるもの
-----------------------------	-----------------------------------